

西条保育所の 病後児保育室について お知らせします



本市では、令和2年4月から西条保育所で病後児保育を行っています。「熱は下がって、微熱になったものの、子どもの体調がまだよくない。でも、仕事を休めない」などお困りの場合は、ご利用ください。

病後児保育って？

お子さんが病気やケガの「回復期」にあり、保護者が仕事などで家庭での保育が困難な場合に預けることができるサービスです。

対象 以下の全てに該当する子ども

- ・市内在住の生後6カ月から小学6年生まで
- ・病気やケガの回復期にあること
- ・保護者が仕事や疾病、出産、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が困難なこと
- ・医師から病後児保育の利用について承認を得ていること

利用時間 平日8時～17時30分

ところ 西条保育所(西条8-19-1)

利用料 2,000円/日



病気やケガの回復期って？

集団保育は困難でも安定した状態にあり、病気から回復に向かっている状態にあると医師が判断した場合をいいます。



病気やケガの範囲は？

- ・日常かかる病気(風邪、感染性胃腸炎など)が回復期であるが、集団保育が困難な場合
- ・気管支ぜん息などの発作が治まり、症状が安定している場合
- ・やけどや骨折などで症状が安定している場合
- ・おたふくかぜ(ムンプス)、水ぼうそう、インフルエンザなどの回復期で他の子どもに感染させる恐れがない場合
- ・その他、医師が利用可能と判断した病気

いざというときのために、まずは登録を！

登録

母子健康手帳と保険証を持って、西条保育所へ



病後児保育利用の流れ

予約

病後児保育の利用を希望する日の前日か、当日の9時までに電話で空き状況を確認する。



西条保育所 ☎382-6518

受診

かかりつけ医を受診し、「医師連絡票」に記入してもらう。
 ※「医師連絡票」は市ホームページで入手できます。



来所

子どもを預ける。
 ※受け入れの際には、「医師連絡票」と子どもの状態を確認します。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。



安心して
預けてくださいね。